

公益社団法人全国大学体育連合 中四国支部運用規約

(主旨)

第1条 この規約は、公益社団法人 全国大学体育連合 支部設置規程にもとづき、中四国支部の運営に関することを定める。

(会員及び名称)

第2条 本支部は、岡山、島根、鳥取、広島、山口、愛媛、香川、高知、徳島各県の全国大学体育連合の会員により構成し、「公益社団法人全国大学体育連合中四国支部」と称する。

(事務局)

第3条 本支部の事務局は原則として中四国支部長の本務地に置く。

(目的)

第4条 本支部は、本法人本部と中四国地方におけるこの法人の会員の緊密な連携のもとに、地域的独自性を有効に発揮し、定款に定める目的の達成に呼応し、中四国地方の大学及び他の高等教育機関における体育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本支部の事業は、中国四国地方の実状に応じ、下記の事業を実施する。

- (1) 大学教育における体育に関する調査研究及び助成
- (2) 大学教育における体育に関する研修会、その他の催しの開催
- (3) 大学教育における体育に関する情報収集と提供
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(役員)

第6条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部運営委員 10名以上 15名以内
- (2) 支部運営委員のうち、支部長 1名(本法人の理事となる)、副支部長 2名以内とする。
- (3) 監査委員 3名以内

(支部運営委員会)

第7条 本支部に中四国支部運営委員会を置く。

2 中四国支部運営委員会は、支部長、副支部長、支部運営委員、監査委員で構成する。

(役員を選出)

第8条 本支部の役員は支部総会でこれを選任する。

- 2 支部長は、前副支部長から選出し、支部総会で承認を得る。
- 3 副支部長の補充・選出については、山陰ブロック、四国ブロック、岡山ブロック、広島ブロック、山口ブロックから順に2名ずつ選出し、総会で承認を得る。
- 4 支部運営委員は、支部総会でこれを選出し、承認を得る。なお、支部運営委員の選出に当たっては原則として各県より1名以上を選出すること。
- 5 監査委員の選出については別途定める。

(役員の仕事)

第9条 役員の職務は以下の通りとする。

- (1) 支部長は、支部の業務を総理し、支部を代表する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した順序でその職務を代行する。
- (3) 支部長、副支部長、支部運営委員は、支部運営委員会を組織して、この規約に定めるもののほか、支部の総会の権限に属せしめられた事項を議決し、執行する。
- (4) 監査委員の職務については別途定める。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時までとし、再任を妨げない。なお、役員及び支部運営委員の任期中の交代は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本支部の会議は、この法人定款の総会及び理事会に関する規定を準用する。

- 2 支部総会は毎年1回行う。ただし、支部長が必要と認めた時、または会員の3分の1から開会の要求があった時、支部長はこれを招集する。
- 3 支部総会は正会員の2分の1以上の者の出席をもって成立とする。ただし、委任状提出者も出席者とみなす。
- 4 支部運営委員会は毎年1回以上、支部長が招集する。
- 5 支部運営委員会は3分の2以上の者の出席をもって成立とする。ただし、委任状提出者も出席者とみなす。

(報酬)

第12条 役員の報酬は、この法人の報酬及び費用に関する規程による。

(経費)

第13条 本支部の経費は、この法人からの交付金および寄付金その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第14条 本支部の事業年度は、この法人と同じとする。

(規約の変更)

第15条 この規約は、支部総会にて出席者の過半数の同意を経て変更することができる。

附則 この規約は平成24年3月末日をもって施行する。